

利用しやすい裁判所実現のために、 人的体制と施設の充実が必要です！

【各種新制度で利用者が増加！】

児童虐待防止を図るための民法改正をはじめ、新しい制度が毎年のように導入されています。

また、高齢化社会がすすむ中、認知症の方などが不利益を被らないように公的な援助を行う成年後見制度の利用が急増しており、私人間の紛争を解決する民事事件では、払いすぎた利息の返還を求める事件や労使間の紛争を解決する労働審判事件などが増加しています。

刑事事件では、裁判員裁判の導入などにより審理平均期間が短縮され、平成22年度は2.9月（刑事第一審事件）となっていますが、さらなる審理の迅速化が求められています。

さらに、全国の裁判所で裁判員制度が運用され3年が経ちますが、今後も市民が参加しやすい制度として、安定した運用が求められています。



成年後見関係事件の新受件数			
平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
29,782	32,004	33,496	36,994

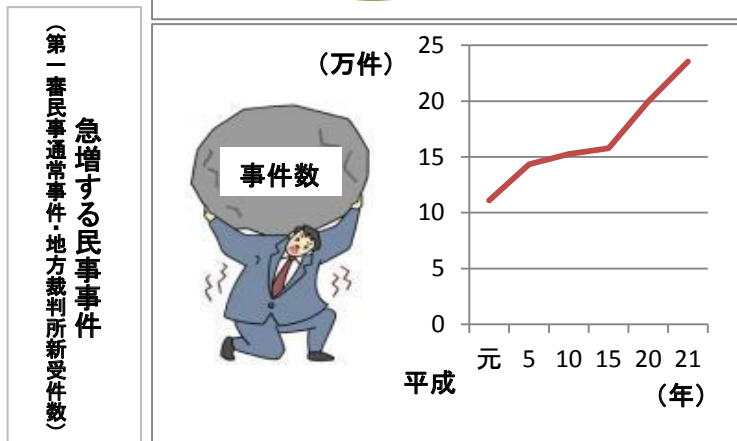
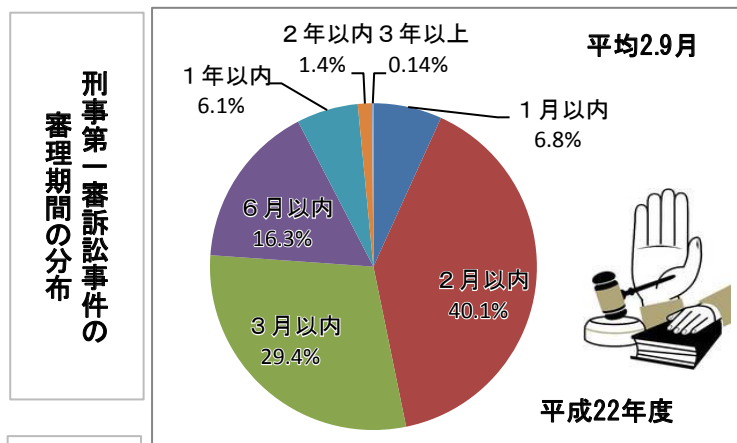
【これからの裁判所に必要なことは？】

裁判所では、社会の変化や新たな制度導入の下でも利用しやすく・分かりやすい裁判所を目指し、増加している事件に公正かつ迅速に処理ができるよう努めています。

裁判所が利用しやすく、国民の期待に応えていくためには、裁判官を含めた裁判所職員をさらに充実させる必要があります。しかし、裁判所の人員についてはなかなか増えていません。裁判官の人数では、人口10万人当たり、ドイツでは24.5人、日本ではたったの2.2人という実態です。

裁判所の予算は、国家予算のわずか0.4%にすぎません。

私たちは、裁判所の人的体制と施設の充実をめざし、日本の裁判所予算の増額を求めています。



人員と施設の充実を求める国会請願署名にご協力を
～全司法労働組合～